

**令和4年度**

**第16期第20回海区漁業調整委員会  
議事録**

**令和4年12月13日  
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和4年12月13日(火) 午前10時から11時50分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 特別会議室

#### 議題

- 1 議案1 漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について
- 2 議案2 三重県栽培漁業基本計画の策定について
- 3 議案3 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について
- 4 議案4 とらふぐ産卵親魚の保護に関する委員会指示について
- 5 報告事項1 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告(共同漁業)について
- 6 報告事項2 漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告(区画漁業(真珠・真珠母貝以外))について
- 7 報告事項3 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について
- 8 報告事項4 太平洋広域漁業調整委員会の結果について
- 9 その他
  - (1) 三重県資源管理方針の変更に係る今後の予定について
  - (2) 漁場計画の樹立に係る日程(案)及び次回の委員会日程について

#### 出席委員

浅井利一 矢田和夫 掛橋 武 小川和久 永富洋一  
濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男 古丸 明  
木村妙子 大倉良繁

#### 欠席委員

藤原隆仁 千田良仁 木村那津子

#### 事務局

事務局長 林 茂幸  
主幹 増田 健  
主査 葛西 学

#### 行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)

(資源管理班)

副参事兼班長 勝田孝司  
係長 堀 明子  
技師 岡野健次

(漁業調整班)

主幹兼係長 藤島弘幸  
係長 程川和宏

#### 傍聴者

なし

計 20 名

○浅井会長

それでは、ただいまから第 20 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は委員総数 15 名中、藤原委員、千田委員、木村那津子委員が欠席で、出席委員が 12 名ですので、委員会は成立しております。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として、永富委員と木村妙子委員にお願いします。発言にあたっては、議長に発言を求めていただき、議長の指名を受けてから、ご発言いただきますようお願いいたします。

それでは、議案 1 「漁業の許可又は起業の認可に関する取扱方針の一部改正について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 1 をご覧ください。

1-1 ページにありますように、このことについて、令和 4 年 11 月 29 日付け農林水第 24-4249 号で三重県知事から協議を受けています。三重県漁業調整規則第 12 条第 3 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回は刺し網漁業の取扱いに関しての協議です。内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（程川係長）

1-1 ページが今回の諮問に関する協議書です。1-2 ページの改正理由書をご覧ください。今回の改正の理由は、令和 5 年 2 月 28 日で許可期間が満了となります刺し網漁業について、たくさんある刺し網漁業のうち、いなだまき刺し網漁業、さんま流し網漁業を除く刺し網漁業を引き続き営もうとするため、取扱方針を一部改正するものです。改正の内容は、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間の設定です。制限措置の変更については許可等すべき船舶等の数及び漁業を営む者の資格に地区を追加することを考えています。

1-3 ページが今回ご意見を伺う内容です。意見を伺う刺し網漁業については、2 月 28 日で許可期間が満了となるため、新たに許可をするにあたり、申請すべき期間を定める必要があり、制限措置を変更する必要があるため、県漁業調整規則第 12 条第 3 項に基づきご意見を伺うものです。1-4 ページからが取扱方針で、今回改正を行うのは、1-10 ページからの刺し網漁業に関する許可又は起業の認可に関する取扱いです。改正の内容は、1 の許可の有効期間に関して（3）上記以外の漁業について、現在の有効期間から 3 ケ年延ばして、「令和 5 年 3 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日まで」とします。なお、この許可期間に関しては、県漁業調整規則第 16 条第 1 項で定められている期間である 3 年とさせていただきますと考えています。

2の許可又は起業の認可を申請すべき期間については「(1) さわら流網、とびうお流網、あまだい漕刺し網及びきす流網並びにきす漕刺し網のうち共同漁業権内のみを操業区域とするものを除く」の期間を「令和5年1月17日から同年2月1日まで」にしたいと考えています。

1-11 ページからの制限措置の改正については、1-11 ページの底魚狩刺し網漁業のうち、操業区域が三重共第11号共同漁業権漁場内の漁業を営む者の資格について、現在の伊勢市今一色地区に西地区を追加させていただきたいと考えています。理由は今回の許可の更新作業にあたって、事前に伊勢湾漁協等への調査をした結果、西地区の住所の者が入ってくる可能性があり、西地区を加えてほしいとの要望があったためです。なお、漁協への聴き取りの結果、西地区を追加することで、許可の数が大きく変わることはない聞いています。また、底魚狩刺し網漁業以外にも、三重共第11号共同漁業権漁場内を操業区域とする、きす流網漁業、くるまえび流網漁業、きす漕刺し網漁業についても同様に西地区を追加させていただきたいと考えています。

1-12 ページをご覧ください。きす流網漁業のうち操業区域を伊勢湾とする隻数について、松阪市に住所を有する者については9から8に、伊勢市に住所を有する者については3から2に、鳥羽市に住所を有する者については37から34に変更したいと考えています。この隻数の減少については事前の調査により既に把握している者や今回の許可の有効期間の満了後、更新を行わない者を減らす変更です。この隻数を減らすことに支障がないことは事前調査によって確認済みです。

1-13 ページをご覧ください。きす漕刺し網漁業のうち操業区域を伊勢湾とする隻数について、松阪市に住所を有する者については11から10に、伊勢市に住所を有する者については4から3に、鳥羽市に住所を有する者については37から34に変更したいと考えています。この隻数の変更についても、きす流網漁業と同様に、事前の漁協への調査により廃業している者や今回更新を行わない者について隻数を減らします。

1-15 ページ以降は許可の条件です。今回漁業者から特段の要望もなく、許可の条件について大きくは変えていませんが、伊勢湾漁協で共同漁業権の第11号を操業区域とする者につきましては、漁業を営む資格の項目に西地区を追加させていただく予定です。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、なにかご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは、議案1につきましては、県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨回答することとします。

続きまして、議案2「三重県栽培漁業基本計画の策定について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料2をご覧ください。

2-1ページにありますように、このことについて、令和4年12月1日付け農林水第24-43号で三重県知事から諮問書が提出されております。沿岸漁場整備開発法第7条の2の規定により、当委員会の意見が求められているものです。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（堀係長）

2-2ページの三重県栽培漁業基本計画の策定のポイントをご覧ください。県は栽培漁業の推進にあたり、沿岸漁場整備開発法第7条の2の規定に基づき、「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画」として第8次三重県栽培漁業基本計画を令和4年度から令和8年度までを期間として策定します。

基本計画は、おおむね5年ごとに策定し、水産動物の種苗生産、種苗放流、育成に関する指針、対象とする種類、種類ごとの放流数量の目標、技術開発に関する事項等を定めるものとされています。

また、国が定める「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本方針」の内容と調和するものでなければならないとされています。

国の基本方針は令和4年度から令和8年度までを期間として、令和4年7月に公表され、漁獲管理との一体的な取組、放流効果の検証に基づく対象種の重点化を踏まえた効果的な栽培漁業の推進等が示されています。

2-17ページから2-25ページに国の基本方針全文、2-26ページから2-27ページに関係法令の抜粋がございますので参考としてください。

2-2ページのポイントにあるように、県の基本計画（案）は、有識者3名を含む「三重県栽培漁業のあり方検討会」を設置し、検討会3回、作業部会4回を開催し、検討を重ねて作成しました。

第7次基本計画からの変更箇所は、主に基本方針の内容との調和を図るものであり、水産動物の種類ごとの資源評価、需要、生産の効率化、技術開発等を踏まえたものです。

2-3ページから2-9ページに基本計画（案）の全文、2-10ページから2-16ページに新旧対照表があります。

2-10ページの新旧対照表をご覧ください。左が今回策定する第8次基本計画（案）

で下線部分が変更箇所です。主に変更箇所についてご説明します。まず、前文では、基本方針の内容との調和を図り、県の水産業の現状と課題、現在の栽培漁業の立位置、県の栽培漁業の現状と課題、今後の方向性について記載しています。

2-11 ページの第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する指針については、2 の種苗放流は資源管理の枠組みの中で行うなど、国方針との調和を図っています。

3 の広域プランについての記載では、調査研究の連携先として国並びに国立研究開発法人水産研究・教育機構を追記しています。

2-12 ページの第2 種苗の生産及び放流又は育成を推進することが適当な水産動物の種類については、魚類はまだい、ひらめ、とらふぐ、かさご、貝類はあわび、甲殻類はくるまえび、としており第7次計画からの変更ありません。

第3 水産動物の種類ごとの種苗の放流数量の目標については、対象種ごとの種苗放流数量の目標と種苗生産数量の目標を示しており、放流数量については、資源評価、漁業者等からの需要を踏まえ、ひらめを12万尾に、かさごを5万尾に、藻場の減少による需要の減少からあわびを67万個に減らしています。生産数量については放流数量を減らしたことで、ひらめ、かさご、あわびが減となっています。また、生産サイズは種苗生産の効率化等のため、まだい、かさご、くるまえびで小さくなっています。

2-13 ページの第4 放流効果実証事業に関する事項については、まだいの放流時期を実態にあわせ4月から6月までに変更しています。

第5 特定水産動物育成事業に関する事項については、変更はありません。

第6 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する技術の開発に関する事項については、1 種苗生産の技術水準の目標は、かさご、くるまえびでは種苗生産の効率化のため、サイズと数量を変更しています。2 解決すべき技術開発上の主な課題は、(1) 共通課題について国の基本方針との調和を図ったうえで設定しています。

2-14 ページから2-15 ページに(2) 魚種別の課題を記載しており、新規対象種としてはまぐり、あさりの課題を設定しています。なお、令和2年に第7次計画を一部変更し、対象種から除外したよしえび、なまこを削除しています。各魚種の課題は技術開発水準に応じた内容となっています。

3 技術開発水準の到達すべき段階については、魚種ごとの基準年(令和4年度)、目標年(令和8年度)の技術開発段階を設定しています。

2-16 ページの第7 水産動物の放流後の育成、分布及び再捕に係る調査に関する事項についての変更はありません。

第8 その他の水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し必要な事項については、現況に合わせ修正しています。また、4 の連携先に市町を追記しています。

2-2 ページのポイントの6をご覧ください。新旧対照表でご説明しましたポイントです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○小川委員

ポイントの4で基本計画（案）は有識者3名を含む検討会で検討をしてきたとありますが、この有識者のお名前などをお聞かせください。

○水産資源管理課（堀係長）

三重大学生物資源学部常清秀先生、三重大学生物資源学部古丸明教授、三重県海水養魚協議会橋本純会長です。

○小川委員

有職者と説明された際には、どなたが検討したのかを把握したく、今後の説明資料には有識者の役職名や氏名などを記載いただければと思います

○掛橋委員

放流尾数については大きな数の放流ですが、サイズの的には適正でしょうか。水槽で飼育するには相当な経費やリスクを伴うことも分かっていますが、もう少し大きなサイズで放流してもらえないか。実際、生残にどれくらい繋がるのでしょうか。小さなサイズでは放流したとたん他の魚の餌になりかねんかなといつも思うんです。適正なサイズについてどう思われます。

○水産資源管理課（勝田副参事兼班長）

放流サイズについては、種苗放流が始まった時点から適正サイズが課題となっていました。今放流しているサイズについては、放流場所にもよりますが県内で試行錯誤した上で、概ね適正とされたサイズで放流していると思います。例えば、とらふぐやひらめなどは、放流場所が稚魚がちゃんと育つところであれば、もう少し小さくてもいいんじゃないかという考え方もある位です。ただし、まだいなどは放流場所を選んでいただかないと、沖の方での放流では大型魚に食べられちゃうんじゃないかと前々から言われています。地元で放流場所を選定していただきながら放流すれば、概ねこのサイズでいけるのではないかとこのサイズが決定されています。他地区より大きくしてほしいということであれば、その分経費がかかったり、歩留まりが落ちたりもしますので、ご相談という形になると思います。もうちょっと大きくする方が良いと言われるのはどんな魚種でしょうか。

○掛橋委員

私のイメージでは、かさごとまだい。あわびはジュースの缶の口を片方切って、そのなかに入れて放流したりしていました。ある時こんなサイズではいかんやろという話が出て、もう少し大きいしよやなと管理委員会で生け簀で中間育成したことがあるんです。ところがなかなか組合管理で育成することは大変なことです。稚魚のうち毎日餌やらんと大きくなれないという状況のなかで、管理委員の皆さんも仕事を持っておられ、漁協職員にそれをやれっていうのも無理やもんで、一年で終わってしまった経緯があるんです。ところが私の地区ではたこ漁が5月から9月いっぱいまであるんですが、その時に漁獲されるまだいやかさごとを見ていると標識を打った放流魚はぜんぜん漁獲されない。あれだけの

数を少しでも残るような場所の選定をして放流しているにも関わらず、いったいどこへ行ったんやと毎年思います。やはりこう資源が枯渇してくるなかでは放流事業が大事なものだというのは紛れもない事実であり、ずっと継続してやっていただきたいのやけど、地区の管理委員からはこんなサイズの魚を放流しても効果はどうかとの声が出てきますので、少し発言させていただきました。別に何かをしてほしいということではありません。

#### ○秋山委員

いせえびについて教えてください。かなり長期に渡って仕事をされていると思いますが、まだAランクです。国の研究所のうなぎと同じようにかかなり時間がかかっていますが、この10年間で何か技術的な向上はございますか。

#### ○水産資源管理課（勝田副参事兼班長）

昔は一匹できた、何匹できたと言っていたことはありましたけど、技術的には数百匹単位までは可能となりました。ただし、商業ベースまでの技術開発までは達していないので、まだAとさせていただきます。技術開発がまるっきり止まっているわけではございませんが、栽培漁業に使う程の大量生産の技術までは至っておりません。県営の種苗生産技術の取組事業は、ある程度のところまで出来ていて、今は一旦休止状態になっております。この栽培漁業基本計画については、これまでの経緯もあり残している状況です。現場では標識を付けて放流したこともあったように思います。ただし、くるまえびなどのような大量生産には至っておりません。

#### ○秋山委員

わかりました。

#### ○木村妙子委員

あわびの基準については事業実施時期と書かれていますが、実際の漁獲高などをみると非常に減少しています。それから報道にもよく出てきていますけども磯焼けの状況が非常に深刻で、放流はされても実際に大きくなる場所がないことの方が問題じゃないかと思います。そのため、この基本計画は種苗生産数量などが目標なのかもしれませんが、水産動物の育成に関することも基本方針として含まれており、育成に関する方に注力された方がいいんじゃないのかなと思います。その他にも特に貝類については、はまぐりもあさりも種苗をこれから開発するというのも大事だと思いますが、やはり生育する場所や環境についてもうちょっと考えられた方が良いのではと思っています。

#### ○永富委員

あわびでも魚でも、昨年みたいなカレニア・ミキモトイが発生したらひとたまりもない。私共の漁協もあわびの中間育成はやっているんですけども、カレニア・ミキモトイが発生するとどうしようもないのが現状です。あの赤潮が発生することをなんとかできやへんかな。最近の温暖化で出てきた気がします。生きとる魚もだめになるし、夏に鳥羽の沿岸でビデオ撮影を行ったけど、あわびやさざえの殻ががらがら落ちていた。これはなんと



かしたいなあって思います。

○浅井会長

ありがとうございました。他にはございませんか。

それでは議案2については、県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案2については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案3「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の設定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料3をご覧ください。資料に訂正がございます。3-3ページと3-4ページが重複しておりますので、申し訳ございませんが3-4ページの削除をお願いします。

それでは、3-1ページにありますようにこのことについて、令和4年11月29日付け農林水第24-1045号で三重県知事から諮問書が提出されております。漁業法第16条第2項の規定により、当委員会の意見が求められているものです。令和5管理年度のさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の知事管理漁獲可能量の設定についての諮問です。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（岡野技師）

3-3ページをご覧ください。諮問させていただきます内容に関しまして、7つのポイントに沿って説明したいと思います。

1、今回の諮問は令和5年1月から令和5管理年度が開始いたします、さんま、まあじ、まいわし太平洋系群の3魚種について、国から都道府県別漁獲可能量が示されたことに伴い、三重県の知事管理漁獲可能量の配分を行うものです。

2、三重県では現在、さんま、まあじ、まいわし、するめいか、くろまぐろの小型魚、大型魚、まさば及びごまさば太平洋系群の6魚種について知事管理漁獲可能量を設定しており、そのうち、くろまぐろ、まさば及びごまさば、まいわしについては数量管理を行っているところです。

3、今回配分量が示されたさんま、まあじ、まいわし太平洋系群の3魚種のうち、数量管理を行うものは、まいわしのみで、国から示された都道府県別漁獲可能量は64,400ト

ンです。また、残りの2魚種は現行水準としています。

4、令和5管理年度における実際の知事管理漁獲可能量の配分方法の考え方についてです。まいわしの知事管理漁獲可能量の配分については令和元年度以降、三重県まいわし機船船びき網漁業、こちら以下、機船船びき網漁業、と言いますが、こちらの漁獲が令和元年度以降少ないことから、従来の直近3か年の漁獲実績に応じた配分を行うと、機船船びき網漁業への配分が少なくなるため、今回は過去10か年の漁獲実態も勘案したうえで、以下のとおりの配分を行いたいと考えます。

ポイントの5以下について、3-5ページをご覧ください。令和5管理年度のまいわしの配分方法の案を示しています。各漁業種類における過去3年間のまいわしの漁獲割合は、中型まき網漁業76.88%、船びき網漁業21.85%、定置網ほか1.27%となりました。

まいわしは来遊予測が困難であることから、全ての漁業種類において急な漁獲の積み上がりが予想されます。それに対応するため、県の留保枠として三重県に配分された64,400トンの内、約2割の13,400トンを確認することで来遊状況に合わせて臨機応変に対応できるようにします。

三重県に配分された64,400トンから、県留保分13,400トンを引いた51,000トンを中心に中型まき網漁業と機船船びき網漁業の過去の漁獲実績を勘案して配分します。今回は、機船船びき網漁業への配分が令和4管理年度と同じ15,000トンになるよう、中型まき網漁業と機船船びき網漁業へそれぞれ70%と30%の割合で配分をします。その結果、中型まき網漁業36,000トン、機船船びき網漁業15,000トンの数量となります。

最後のまとめとして、3-2ページをご覧ください。今回の知事管理漁獲可能量の設定では、さんま、まあじについては現行水準での管理、まいわし太平洋系群のうち、三重県まいわし中型まき網漁業36,000トン、三重県まいわし機船船びき網漁業15,000トン、三重県まいわしその他漁業を現行水準での管理を行いたいと考えています。

説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。

○浅井会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○浅井会長

それでは、議案3については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案3については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案4「とらふぐ産卵親魚の保護に関する委員会指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料4をご覧ください。

この指示は産卵期のとらふぐ親魚の産卵場とその周辺での採捕を制限するもので、令和2年1月14日に最初の委員会指示が出され、以後毎年更新しているもので、継続して発動するかどうかをお諮りするものです。

4-1ページと4-2ページをご覧ください。左が指示の改正案、右が現行の指示です。今回変更するところは、告示年月日と指示の有効期間でアンダーラインが変更箇所です。告示年月日が公報掲載予定日で令和5年1月6日（金）の予定です。指示の有効期限は1年間で、令和5年2月1日から令和6年1月31日までとしています。内容の変更はございません。また、令和2年にこの指示を発出して以降、これまでに漁業関係者や遊漁者からこの指示に対する意見や苦情は事務局にはありません。ご審議をよろしく申し上げます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

（意見なし）

○浅井会長

それでは、議案4については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○浅井会長

全員異議がないようですので、議案4については、事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、報告事項1「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（共同漁業）について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料5をご覧ください。

漁業法の改正により必要になった資源管理の状況等の報告です。今回は共同漁業についての報告です。

内容については、水産資源管理課から説明していただきます。  
事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

共同漁業権の場合、漁連ないしは漁協から年に1回以上資源管理の状況報告として資源管理の状況や漁獲の状況などを知事に報告する必要があります。それを受けて知事は海区漁業調整委員会に対して必要な報告をするものとなっており、今回報告をさせていただきます。

5-1ページに県内に設定されている共同漁業権を示しており、すべての漁業権者から今回提出がございました。ひとつの免許番号がひとつの漁業権になります。種別が1種、2種、3種、4種とございまして、大きい漁業権ですとひとつの免許番号で1種と2種が一緒になっており、例えば共第26号などは1種から3種までが一緒になっている漁業権もあります。1種は定着性の水産動植物を対象としており、はまぐり漁業、あさり漁業、いせえび漁業などが設定されています。2種は網などの漁具を固定するような漁業で、漁法として固定式刺網、小型定置、かごなどが設定されています。3種は築磯や飼付。4種は少し特殊ですが寄魚式漁業が設定されています。そのような漁業についての操業のあるなしなどについて報告をいただき、その内容を基に法第91条第1項第1号の判断基準として、「漁業関係法令を遵守している」、「漁場紛争が起きてない」、「資源管理を適切に実施している」などを確認しています。また、第91条第1項第2号の判断基準として、「操業可能な期間を相当程度利用している」などについては、はまぐり漁業、しじみ漁業、すなもぐり漁業、建干網漁業などの操業があることを報告いただき確認しています。一部操業がないところでも水産庁の指導により、資源保全のためであるなど合理的な理由がある場合には適切と判断しています。なお、共第32号は4種の寄魚漁業ですが、操業がなく漁業権の切替えヒヤリング等でも次回の要望をしないという話もあり、次回切替え時に廃止予定ということで、判断は不適としています。また、共第60号も2種だけで免許されている漁業権で、次回切替え時に廃止予定であり、操業もなく不適としています。

報告は以上です。

○浅井会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○永富委員

報告に基づき判断することは、ちょっと難しいところも出てくるのではと思います。操業がなく、免許が取消しとなってから、操業したら違反になるわな。操業がなく免許を取り消したのち、資源が回復した場合、どう対処すれば良いのでしょうか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

資源の回復後、操業する漁業者がいる可能性がある漁業権に関しては、聴き取りもしたうえで基本的には廃止することはありません。先ほどの廃止予定の二つの漁業権については、すごく特殊な漁業ですすでに誰も操業していないと聞いています。現状や今後の状況などもしっかり確認しながら進めてまいりたいと考えています。

○掛橋委員

今年は5年に一度の区画漁業の切替えと10年に一度の共同漁業権の切替えが重なる年です。担当者の方はコロナ禍において大変な労力を割いていただきご苦労様です。今後の漁業権切替え業務についてもよろしくお願ひいたします。

○木村妙子委員

先ほどの珍しい特殊な漁法はなんとおっしゃいましたか。また、どのような漁法ですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

第4種寄魚漁業です。昔は鳥羽市や南伊勢町の沿岸にぼらなどがいっぱい寄ってきて、群れで湾のなかに滞留したようです。その群れが来るのを山の上の小屋などから見張り、頃合いを見て合図とともに湾口を網で仕切り漁獲するような漁法と聞いています。

なお、最近はそういった操業はないと聞いています。

○木村妙子委員

基本的には網の漁法ですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

そうです。ただ、このような操業形態の漁法は、他の漁業者が湾内に入ってきて操業の邪魔をすると成立しないような漁法ですので、その全体の営む権利を守るため漁業権が設定されてきた経緯があります。

○木村妙子委員

ありがとうございます。勉強になりました。もうひとつ教えていただきたいのですが、法第91条第1項第1号の判断基準の資源管理を適切に実施していることに関連し、種苗放流の内容が記されていますが、その種苗は県が生産した種苗ですか。桑名などのはまぐりやしじみは漁協が自ら生産している種苗ですか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

桑名の場合ですと漁協ではまぐりの種苗生産をしています。県がすべての種苗を生産しているわけではありません。

○木村妙子委員

他県など別のところから購入する場合もあるのですか。

○水産資源管理課（堀係長）

他県から漁協が直接購入される場合や水産振興事業団を通じて調整されて購入されることもあります。

○木村妙子委員

わかりました。ありがとうございます。

○浅井会長

ありがとうございました。ほかにご意見はありませんか。

特にないようですので、次に進みます。

報告事項2「漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告（区画漁業（真珠・真珠母貝以外））」について、事務局から報告願います。

○事務局（増田主幹）

資料6をご覧ください。報告事項1と同様の資源管理の状況等の報告です。こちらは真珠・真珠母貝以外の区画漁業についての報告です。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは、水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

6-1ページが藻類養殖です。大変申し訳ありませんが免許番号211番から始まっており、本来は免許番号1番から始まります。一覧表に誤りがあります。詳細版には免許番号1番からあり、すべての報告が提出されています。6-2ページが貝類養殖で4001番から4123番まであり、これについてもすべての報告が提出されています。藻類養殖と貝類養殖は免許権者が漁業協同組合、ないしは漁連になっています。6-3ページが魚類養殖とくろまぐろです。くろまぐろとそれ以外で分かれており、1001番から1068番まですべて報告が提出されています。1001番から1068番までに関しては、漁業協同組合に免許されています。くろまぐろ養殖業は1501番から1505番までの5区画です。このうち1502番、1504番、1505番は漁業協同組合への免許、1501番と1503番は法人へ直接免許されています。報告としてはすべて提出されています。

詳細版に訂正すべき箇所があります。1ページの免許番号47番の伊勢湾漁協の東大淀地区のわかめ養殖業の第91条第1項第2号の判断基準で判断した項目で生産がなく「×」としていますが、わかめの生産をされており、切替え時の廃止予定もなく存続を予定しておりますので、修正をお願いします。

報告をいただいたうえでの判断は、基本的には共同漁業と同じような審査をしており、漁業関連法令を遵守して行使されていれば第91条第1項の判断基準を「○」として、第91条第1項第2号は、生産の有無により判断をさせていただいています。なお、生産が

なくても他の漁場と交代で使用している場合や最近の高水温で生育環境が悪く、行使を見合わせている場合などは「○」を付けています。基本的にはすべて報告いただいているのですが、行使がなく切替えのヒヤリングでも次期は要望しないと聞いているところに関しては「×」を付けています。

魚類養殖やくろまぐろ養殖については、次期切替え時に廃止予定の区画はほとんどありませんが、藻類養殖や貝類養殖には廃止予定の区画が散見されます。

報告は以上です。

○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○大倉委員

廃止予定は何件かあるんですけど、新規予定はありますか。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

新規予定などについては、海区漁場計画（案）の諮問内容になりますので改めて諮問時に説明させていただきます。今回は現行の漁業権の報告ですので廃止の話を少しさせていただきます。海区漁場計画（案）の諮問時にはよろしくお願いします。

○浅井会長

ありがとうございました。他にありませんか。

それでは特にないようですので、次に進めさせていただきます。

報告事項3「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料7をご覧ください。重要事項のみご報告します。7-1ページが議事次第です。

11月8日（火）、午後2時からWeb会議方式で開催され、浅井会長には当海区委員室から出席していただきました。

報告事項として、「令和4年度総会決議事項の要望活動結果について」がありますが、8月の第17回委員会で報告させていただいた内容であり、今回は資料を省略しております。

議事について、第1号議案「令和5年度総会に向けた要望事項について」で当委員会から提案したヤスを含む要望事項が審議されました。7-15ページに「太平洋クロマグロ資源管理について」、7-28ページから7-30ページに「沿岸カツオ資源について」と「沿岸サンマ資源について」、7-50ページから7-51ページに「ヤスの定義の見直しと遊漁での使用禁止について」があります。

これら提案のうち、新規で提案したヤスについての結論を先に申し上げます。「ヤスの定義の見直しと遊漁での使用禁止について」は、残念ながら東日本ブロックからの要望事項としては採択されませんでした。理由は、「遊漁でのヤスの使用を制限している海区と

制限していない海区が隣接する海域もあるが現在調整上の問題が生じていない。」「すでに水産庁から統一見解が示されているヤスの定義を急に見直すと、全国の海区で混乱が生じる恐れがある。」「ヤスの問題は本来、県の漁業調整規則で対応をしてはどうか。」等の意見が他の海区から出たため、全国組織としての全漁調連からの要望事項に含めることにはどうかとして、採択に至りませんでした。

なお、水産庁からは密漁対策としてであれば、ヤスの制限を行わなくとも、あわびは漁業権侵害及び改正漁業法による特定水産動植物として、いせえびは漁業権侵害で取り締まることができるとの発言がありました。

ヤス以外に当海区から提案したクロマグロ、カツオ、サンマについては、採択されています。

最後になりますが、7-72 ページから7-85 ページに「海区漁業調整委員会の権限と役割」とした水産庁からの資料があります。改正漁業法において今後行われる漁業権の切替えについて、漁業権や免許の仕組み、免許手続きにおける委員会の役割などの記載もありますので参考としてください。

事務局からは以上です。

#### ○浅井会長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

#### ○永富委員

要望内容は「柄にゴム又はばね等を着け弾力を用いて使用する「ヤス」については、柄が掌中から離脱する可能性が高く、威力も大きいことから柄にゴム又はばね等を着けた構造のものは「ヤス」には含まれないと定義し、遊漁での使用を禁止願いたい。」となっているが、これはどういうことですか。ヤスは全国的にはあかんと言うことですか。三重県ではこれは通用すると言うことですか。

#### ○浅井会長

事務局長お願いします。

#### ○事務局（林事務局長）

このヤスの要望の件につきましては、これまでの委員会で皆さまに熱心なご協議をいただいで提出したものです。先程事務局から報告いたしました。が、全国組織としての全漁調連としては、水産庁のホームページ上等でも既に統一見解が示されているなかで、急に定義を変えることになると、全国的には現在トラブルが発生していない海区もありますので、混乱が生ずる可能性もあり、全国組織として国に要望していくことは難しいというのが東日本ブロックの考えでした。

また、ヤスの取扱いはゴムの着いたもの、着いてないものを含めてそれぞれ地域の特性に合わせた漁業調整規則で対応を検討していただきたいとのことでした。



○永富委員

三重海区漁業調整委員会のなかで調整すれば良いってことですか。

○事務局（林事務局長）

各県のなかで相談してくださいとのことですので、委員会と漁業調整規則を所管する知事と相談することとなります。ただし、漁業調整規則を改正するにあたっては、農林水産大臣の認可が必要となります。

手続きとしては、漁業調整規則を改正しようとする場合は、知事は委員会の意見を聴かなければならないとなっており、委員会の意見を聴いたうえで、農林水産大臣に認可申請します。申請の結果、認可されないこともあり得ます。

○永富委員

三重県の現状では、ヤスに関してどう解釈すればいいんですか。

○事務局（林事務局長）

三重県の漁業調整規則では、ヤスの禁止はされていません。ただし、火光利用には制限があります。

○永富委員

私たちの解釈ですが、ゴムやばねを着けたり、手から離れて行くのはいかんという概念でずっときていますがそれが違うんですか。

○事務局（林事務局長）

手から離れることはだめです。モリの扱いになります。ゴムやばねについては、突いたときに柄が手の中にあればヤスですが、掌中から離れていけばモリと解釈されると思います。

○永富委員

わかりました。

○掛橋委員

先程の増田主幹や局長の説明は今日の議事録に残りますね。

○事務局（林事務局長）

はい。

○掛橋委員

また議事録を見せていただきたい。永富委員がおっしゃるように、漁業法改正に伴う県漁業調整規則改正時にヤスの禁止を盛り込んでいただくよう県に要望した際、水産庁からは今回の漁業法改正に関する事項以外、調整規則をなぶるなっていう説明やったんですね。

これ間違いないですな。漁業法改正に以外に調整規則を改正することの認可はおりないという答えをいただいたんです。それで今日に至っとる。間違いないな。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

私はその時はいみせんでしたが、そのように聞いております。

○掛橋委員

そういう解釈でいます。

○浅井会長

いろいろ難しいところがあります。東日本ブロック会議において当海区の提案について、主に東京都から意見が出され、水産庁からも意見をもらいました。三重県の問題は三重県内で収め、他県に飛び火するようなことをするなどは言われませんでした。私にはそのよう感じました。国に意見を提案することは良いと思うんですけど、今の時代に遊漁や海洋レジャーなども増えとるなかで、遊漁を叩くのもいかなものかと私は思っております。また、これからも課題が生じた際には他海区や県に相談しながら、いろいろ国に助言を得なければあかんことが出てくると思いますので、一旦ヤスの提案は取り下げるとして進めさせていただきます。

○掛橋委員

今日の議事録は発言者だけでなく全員に配布お願いします。この件に関しては東日本ブロック会議に三重県からこのような要望をしたにも関わらず、こういうことやったとききちんと記録にとどめ、みなさんに配布していただくようお願い致します。

○永富委員

根本的なことは漁業と遊漁とはあきらかに違うわけですから、この点をはっきりしてもらわんと困ると思います。漁業者と遊漁者では我々漁業者が根幹やと思うんです。魚群があつて漁業をやつとるなかへ遊漁船がそのど真んなかに行くのはあかんてなつとるんやで。それを堂々とみんなやつとるからあかんと思う。漁業者はそれで生計を立てているのに、法律ではいかんことないけど金儲けた人が漁業者のなか割って妨害することはあかん道義的には思うんです。遊漁者が漁業者の邪魔をしてはならないとかあるわけですから。現場ではヤスの問題と密漁が絡んでいきます。

○小川委員

ヤスの件に関して水産庁の考え方を忖度するのではなく、三重県として継続してそういう議案を考えているんだよという体制を作らないと、ここで引っ込めることになりまして問題が解決したことに繋がり、それでは何ら進歩もないということです。現場の漁業者としてはこういうことで悩んでいるので、海区として問題提起をしたというような体制をとらないと「水産庁のお考えがどうなので」、という言葉で始まってしまうとすべて終わってしまいます。三重海区としては三重県の漁業者の声を聴き取りながら、安定した生活がで

きる、あるいは生産性を保てるようにするために海区が存在するのではないかと私は考えます。そういう観点から考えますと水産庁の考え方がどうということではなく、継続して考えていく必要があると思います。

○古丸委員

こういうのはしつこく訴え続けないとなにも変わらないと僕は思います。要するに一回しか言わなかったら弱腰やないかと絶対言われます。ヤスに関する提案はほんの始めにしか過ぎないのです。ここでもう少し議論する必要がありますけどね。

それと当日の会議の模様をもう少し詳しく知りたい。東日本ブロックのなかでどういう意見がこの提案に対して出されたのかとかその辺はもうちょっと本音の部分から聞きたいところです。

○浅井会長

局長、当日の状況を詳しく説明してもらえますか。

○事務局（林事務局長）

当委員会での協議を経て三重海区として提案しましたので、7-50 ページから7-51 ページのとおり、新規提案としてブロック会議に諮られました。以前永富委員からお話がありましたように保安部が取り締まる際、例えば愛知県の漁業調整規則と三重県の漁業調整規則での取扱いが異なると県境を跨ぐ取り締まり機関には統一的な解釈がうまく伝わらず、せっかく捕まえていただいた方を解放してしまったこともあるというお話を伺っていたこともあり、提案説明時にはこれらを例示しながら全国的にヤスに関する解釈を統一してほしい旨のお話をさせていただきました。提案に対し主に東京海区から、現在、統一的な見解が既に示されているヤスの定義を急に見直すと、全国的には混乱する恐れがあるのではないかと意見が述べられました。また、当海区から説明した隣県との解釈の違いについては、例えば千葉県はヤスを禁止し東京都は禁止していないなど、東日本ブロック内でも隣接する都道府県の漁業調整規則でヤスの取扱いが違うところが存在しているもののトラブルは生じていない。そのため全国組織としての全漁調連としては、全国的な定義統一の提案を出すことは控えるべきではないかとの意見がブロック会議の大勢を占めました。

○浅井会長

ありがとうございました。

他にないようですので、次に進みます。

報告事項4「太平洋広域漁業調整委員会の結果について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料8をご覧ください。

委員会は11月28日（月）に水産庁を会場に委員はWeb参加で開催され、この委員会の委員である浅井会長に当海区委員室から出席していただきました。13時30分から第31回

太平洋南部会、15時30分から第38回本委員会の2部構成となっています。委員会が2つに分かれている理由を説明します。8-51ページをご覧ください。複数都道府県をまたがる海域を回遊する魚種の資源管理について、関係する委員会等が示されており、例えば4マサバ太平洋系群は太平洋広域委員会、5太平洋南部キンメダイは太平洋広域委員会の南部会というように、魚種ごとに関係する委員会が分かれているためです。このため13時30分からの太平洋南部会では、5太平洋南部キンメダイ、6伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種、7伊勢湾・三河湾イカナゴが議題となりました。

8-1ページの南部会議事次第をご覧ください。議題のうち、当海区との関連がある伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種について報告します。8-25ページからが対象種であるトラフグ、マアナゴ、シャコの資源評価結果です。8-28ページがトラフグの資源評価のまとめで、2021年漁期の資源量は過去2番目に低い144トンと推定されました。目標値などは今後公表されます。

8-31ページがマアナゴの資源評価で資源水準は低位、動向は減少と判断され、2023年のABCの目標値は48トン、上限値は60トンとされています。

8-35ページがシャコの資源評価で2021年の資源水準は低位、動向は減少と判断され、2023年のABCの目標値は25トン、上限値は31トンとされています。

8-36ページからが底びき網漁業対象種の広域資源管理に関する事で、小底全体の漁獲量は減少傾向にあり、小さなサイズで漁獲される割合が高いことから、小型魚の保護を中心とした管理で漁獲量の増大を図る必要があるとされています。

なお、議題のその他として、資料はありませんが「伊勢湾・三河湾のイカナゴに関する広域漁業調整委員会指示」については、資源量が少なく操業自粛が続いており今年も発出を休止することとなりました。

続いて、8-39ページからの第38回太平洋広域漁業調整委員会が開催されました。

議題(2)広域魚種の資源管理については、8-52ページからがマサバ太平洋系群令和3年度資源評価結果です。2020年漁期の親魚量は最大持続生産量MSYを実現する親魚量を下回っており、漁獲圧はMSYを実現する漁獲圧を上回っていると推察されるとのことでした。8-56ページ以降に大臣許可漁業である大中型まき網漁業や知事許可漁業における自主的管理措置とその取組状況について示されています。

議題(3)太平洋クロマグロに関する広域漁業調整委員会指示については、8-59ページからで、内容は「沿岸くろまぐろ漁業」の届出制に関する指示で、現在の承認証の有効期間満了に伴う新たな指示です。承認申請期限は令和5年2月10日とされています。

報告は以上です。

#### ○浅井会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

その他事項1「三重県資源管理方針の変更に係る今後の予定について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料9をご覧ください。

三重県資源管理方針の変更に係る今後の予定についてです。委員会への諮問のスケジュールについても説明していただきます。内容については、水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○浅井会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（岡野技師）

説明の前に資料の修正をお願いします。9-1ページをご覧ください。このページの項目5に記載のある「三重県海区漁業調整委員会」を「三重海区漁業調整委員会」に修正をお願いいたします、大変申し訳ございませんでした。

今回は、県で策定している三重県資源管理方針を今後、海区委員会への諮問をへて、変更をしていくこととなりますので、経緯や今後の予定について説明させていただきます。

最初に経緯から説明させていただきます。現在、漁業者の自主的な資源管理の取組については、国や都道府県が作成した「資源管理指針」に基づき関係漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する体制をとっており、三重県においても、現在66の「資源管理計画」を策定しています。

令和2年12月施行の改正漁業法においては、公的規制か自主的管理かを問わず、資源管理に関する基本的な事項を国では「資源管理基本方針」、三重県では「三重県資源管理方針」に定めることとなりました。

そういった状況の中で、資源管理のシステムについては、現在行っている国や都道府県による公的規制と、漁業者の自主的取組の組み合わせによる資源管理推進の枠組みは今後も存続することとし、現在の「資源管理計画」は、改正漁業法に基づく「資源管理協定」へ令和5年度末までに移行することとなりました。また、全計画の協定への移行完了後には「資源管理指針」に基づきました「資源管理計画」の体制は廃止となります。

このことから、今後は「資源管理基本方針」及び「三重県資源管理方針」に基づき「資源管理協定」を策定していくこととなります。協定を策定する手順としては、資源管理計画の中に記載のある対象魚種について、各魚種、管理目標を定め、「三重県資源管理方針」に追加し、それに応じて順次協定を策定します。

「三重県資源管理方針」への魚種の追加等にかかる三重海区漁業調整委員会への諮問のスケジュールは次のとおり予定しています。

1月委員会において、いせえび、とらふぐ、あわびの追加。3月委員会において、いさき、いかなご、あさり、しじみ、はまぐりの追加。5月委員会において、定置網漁業、中型まき網漁業、一本釣り漁業、底びき網漁業、採藻漁業の資源管理計画で対象魚種となっている魚種を追加。

また、参考資料として9-2ページと9-3ページに水産庁ホームページの抜粋を付けています。

説明は以上です。

○浅井会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

それでは特にないようですので、次に進みます。

その他事項2「海区漁場計画の樹立に係る日程（案）及び次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料10の10-1ページをご覧ください。

次回委員会の日程案と海区漁場計画の作成を進めていくための日程案です。

次回委員会

1月24日（火） 10時から 三重県勤労者福祉会館2階 第2会議室

議題（案）

- ・海区漁場計画の作成に係る公聴会の開催について

小委員会

定置小委員会 1月10日（火） 10時30分から 栄町庁舎4階委員室  
（開始時間を前回資料の10時から10時30分に変更）

外海小委員会 1月10日（火） 13時から 栄町庁舎4階委員室

内湾小委員会 1月12日（木） 10時から 栄町庁舎4階委員室

伊勢湾口小委員会 1月12日（木） 13時から 栄町庁舎4階委員室

小委員会では各委員長に議長を務めていただきます。

○浅井会長

今日決める必要がありますか。

○事務局（林事務局長）

前回委員会でもほぼ同じ資料をご提示させていただきました。その時をご説明しましたが、海区漁場計画について、今後、知事から諮問がまいります。その諮問に対し委員会として意見を述べるには公聴会の開催が必要となります。公聴会は海区委員会が主催し、関係者の意見を聴くこととなります。開催には公報への登載等も必要となります。そのような日程も勘案させていただき、一斉切替えが行われた5年前と10年前のスケジュールを参考に免許に至るまでの手順を今年度のカレンダーに当てはめるとこのような日程案になります。本来は委員の皆様のご都合も伺いながら日程を定めるべきことは承知していますが、現実としてこの日程で今後委員会等を開催していただかないと、最後の免許までには至らない日程案ということもあります。ご都合を勘案せず申し訳ございません。

○掛橋委員

過去の記録を参考に日程案が作成されており、これで結構です。

○浅井会長

わかりました。この日程案で進めていきたいと思います。ご都合の悪い方は出席できないこともやむを得ないと思われませんが、みなさんよろしくお願いします。

他にありませんか。

それでは、特にないようですので、これをもちまして委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。